

山梨県立美術館所蔵作品デジタルコンテンツ制作業務委託
仕様書

1. 業務名

山梨県立美術館所蔵作品デジタルコンテンツ制作業務

2. 目的

本事業は、山梨県立美術館（以下「美術館」という。）が所蔵するミレーやバルビゾン派の作品に関し、付随する情報をデジタルコンテンツによって提供することにより、ミレーコレクションの魅力発信と認知度向上をはじめとして、新たな鑑賞や体験の機会を創出するとともに、美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげることを目的に実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）まで

4. 委託内容

美術館所蔵作品の解説を提供するデジタルコンテンツ制作。

5. 仕様

(1) 基本仕様

- ・美術館提供の情報をもとにバルビゾン村の地図のデザインデータを作成（フォーマットは協議の上で決定）。
- ・展示室内に設置された地図と作品に関する情報（美術館が支給する解説文や写真、絵画等の画像）を関連づけて表示するデジタルコンテンツを制作する。
- ・地図上の6か所程度のポイントと情報を、QRコード／マーク／イラスト等を使って紐付けるものとする。また、導入後に地図上のポイントを美術館側で追加できるようにする。（追加数は10か所程度を想定）。
- ・制作したデジタルコンテンツを美術館より支給のタブレット2台〔iPad（第6世代）、システムバージョン14.6、MR722J/A〕に格納し、来館者の操作により情報が表示されるように設計・構築すること。
- ・導入後に情報の修正や指定ポイントの追加を館側で行えるように設計すること。

(2) その他

3月20日（月）に出力した地図データをコレクション展示室に設置、その地図上の各ポイントに対し、タブレットに格納したコンテンツが正確に作動するか確認を行うこと。

実装後の運用状態を確認し、不足がある場合や修正を行う必要がある場合、また美術館側から要求がある場合には適切に対応すること。

6. 実装場所

山梨県立美術館（山梨県甲府市貢川1丁目4-27） コレクション展示室

7. 成果物の納品

次の成果物を納品すること。

- ・支給タブレットに格納するデータ、地図のデザインデータをおさめた記録用SSD 1個
- ・コンテンツ更新マニュアル
- ・完了報告書
- ・納期限：令和5年3月20日（月）
- ・納品場所：山梨県立美術館

8. 業務計画

受託者は、本業務の実施に先立ち、次について速やかに美術館に連絡し、その承認を受けるとともに、業務実施期間中は、進捗状況等を随時報告するものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- ・業務内容
- ・業務工程
- ・業務履行体制

9. 工程管理

受託者は、本業務の実施にあたり、適切な工程管理を行うとともに、適宜美術館に作業進捗状況を報告するものとする。

10. 著作権の帰属

デジタルコンテンツのデータの所有権、著作権、その他の権利は、美術館に帰属するものであること。

11. 受託者の責務

- ・受託者が故意または過失により、施設および設備に損傷を与えた場合は、美術館に報告のうえ、美術館の指示に従いすみやかに原状復帰を行うこと。
- ・業務遂行上知り得た事項を他人にもらず、あるいは入手したデータを美術館に無断で使用および他人に閲覧させてはならない。
- ・データの持ち出しおよび使用の必要が生じた際には、美術館に許可願いを提出すること。

1 2. 検査

- ・業務完了後に検査を行うことを基本とするが、本事業の期間途中においても、受託者は、必要に応じて美術館の確認等を受けること。
- ・その際に、美術館から指示のあった事項については、速やかにその指示に従うこととし、その費用は受託者の負担とすること。

1 3. その他

- ・制作にあたっては美術館と打ち合わせを行い、確認を取りながら進行すること。
- ・委託業務に必要となる資機材については受託者で用意すること。
- ・本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、美術館の承諾を得ることとする。
- ・この仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合については、別途、美術館と受託者において協議の上、決定する。

山梨県立美術館

〒400-0065 山梨県甲府市貢川 1-4-27

Tel 055-228-3322 Fax 055-228-3324

担当：総務課 田辺【契約事務について】

学芸課 太田【内容について】